

聖隸クリストファー大学における研究活動の不正調査に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、聖隸クリストファー大学（介護福祉専門学校を含む）における研究活動の不正行為防止に関する規程第11条の規定に基づき、不正行為の事実関係についての調査及び処分についての手続きを定めることを目的とする。

(不正調査委員会)

第2条 理事長は、不正行為に関する通報（報道や会計検査員等の外部機関からの指摘を含む）の報告を受けた場合、臨時執行役員会を招集し、不正調査委員会（以下「委員会」という。）の設置についての審議を行う。

2 前項により設置された委員会は、通報者、研究者（以下「被通報者」という。）と直接の利害関係を有しない、次に掲げる者で構成する。なお、構成員の半数以上は外部の第三者委員とする。

(1)委員長 専務理事

(2)副委員長 学長

(3)学内委員 その都度執行役員会で定める者

(4)第三者委員 その都度執行役員会で定める者（弁護士・公認会計士等を含む）

(予備調査)

第3条 委員会はその事実関係について速やかに予備調査を行い、予備調査開始から原則として30日以内に本調査の要否を認定するとともに、本調査の要否を所轄官庁及び配分機関に報告する。

2 予備調査は、通報された不正行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的な合理性のある理由の倫理性、通報内容の合理性及び調査可能性について行う。通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報の場合、取り下げに至った経緯及び事情も含めて、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査する。

3 予備調査の結果、委員会が本調査を行わないことを決定した場合、その旨及び理由を通報者に通知する。この決定について通報者は不服申立てをすることができない。

4 予備調査に係る資料等は保存し、当該事案に関し、配分機関等又は通報者の求めがあったときは開示するものとする。

(本調査の通知及び報告)

第4条 聖隸学園（以下「学園」という。）は、本調査の実施を決定した場合には、次に掲げる対応を行う。

(1)通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

(2)所轄官庁及び配分機関に対して調査方針、調査対象及び方法等について報告、協議する。

2 委員会は、本調査の実施を決定した場合においては、直接の通報の対象となった被通報者に対して、研究費の支出を停止することができる。

(調査の実施)

第5条 委員会は、本調査の実施を決定した日から原則として30日以内に本調査を実施する。

2 委員会は、調査にあたり通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査の結果公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

(調査体制)

第6条 本調査は、第2条第2項により設置された委員会が行う。

2 委員会は、調査委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。これに対し、通報者及び被通報者は、通知を受けた日から14日以内に、委員会に対して当該事案について調査委員を務めることが不適切である者に係る異議申立てをすることができる。

3 前項の規定による異議申立てがあった場合、委員会は異議申立ての内容を審査する。

4 執行役員会が、異議申立ての内容が妥当であると判断した場合、委員長は当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、通報者及び被通報者にその旨を通知する。また、異議申立ての内容に理由がないと判断した場合、異議申立ての棄却決定をし、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(調査方法)

第7条 本調査は、通報された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料や領収書等の証憑書類等の精査や、関係者へのヒアリング、再実験の要請等により行う。

2 委員会は、本調査にあたり、被通報者から弁明の徵取を行う。被通報者は、弁明の徵取にあた

り、委員会に対し、弁明を記載した書面のほか、証拠書類等を提出することができる。

- 3 調査に際し、通報者及び被通報者その他の関係者は誠実に協力する。

(調査の対象となる研究活動)

第8条 委員会は、通報された事案に係る研究活動を調査する。

- 2 前項の規定に関わらず、委員会が必要と認める場合、通報された事案に関連した被通報者の他の研究活動等も調査することができる。

(証拠の保全措置)

第9条 委員会は、本調査にあたり、通報された事案に係る研究活動等に関する証拠となりうる資料等を所持又は保管している者に対して保全する措置をとる。

- 2 被通報者は、保全措置に影響しない範囲で、研究活動を継続することができる。

(情報の保護)

第10条 委員会は、調査にあたり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいするがないよう十分配慮する。

(不正行為の認定)

第11条 委員会は、本調査開始から原則として180日以内に不正の有無を認定し、執行役員会へ報告する。

- 2 前項の規定により不正行為が認定された場合、次に掲げる事実も認定する。

(1) 不正行為の内容

- (2) 不正行為に関与した者（業者等を含む）とその関与の度合いおよび不正使用の相当額

- (3) 不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著書の当該論文等

(4) 被通報者の当該研究活動における役割

- 3 第1項の規定により不正行為が行われなかつたと認定された場合であつて、調査を通じて通報者が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は併せてその旨の認定を行う。この認定を行う場合、通報者に弁明の機会を与える。

- 4 委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 5 委員会は、前項により被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。ただし、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

- 6 不正行為に関する証拠が提出された場合には、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないとときは、不正行為と認定される。また、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないとときも同様とする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

(調査結果の通知及び報告)

第12条 学園は、調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定した者を含む。以下同じ。）に通知する。

- 2 学園は、所轄官庁及び配分機関に対し、前条第2項の規定により認定した事実のほか、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出する。

- 3 学園は、前項のほか、次に掲げる場合、配分機関に対して報告を行う。

- (1) 配分機関の求めがあった場合、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を行う。

- (2) 期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を行う。

- (3) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、報告を行う。

- 4 学園は、配分機関の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不服申立て)

第13条 本調査の結果により不正行為を認定された被通報者及び不当目的で通報したと認定された通

報者は、通知を受けた日から30日以内に不服申立てをすることができる。但し、期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申立ては、不服申立ての趣旨及び理由を記載した書面を大学総務部に提出することにより行う。
- 3 不服申立ての審査は、委員会が行う。当該不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合、委員会は調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査させる。但し、委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認める場合はこの限りではない。
- 4 学園は、不服申立てがあった場合、通報者若しくは非通報者に通知するとともに、所轄官庁及び配分機関に対し報告する。

(不服申立ての却下)

第14条 委員会は不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

- 2 委員会は、前項の規定により再調査を行う必要はないと判断した場合、不服申立てを却下する。
- 3 学園は、結果を速やかに通報者及び被通報者に通知するとともに、所轄官庁及び配分機関に対し報告する。

(再調査の通知及び報告)

第15条 委員会は再調査の必要があると判断した場合には再調査開始の決定をし、学園は通報者及び被通報者に通知するとともに所轄官庁及び配分機関に対し報告する。

- 2 委員会は、通報者及び被通報者に対し、本調査の結果を覆すに足りる資料の提出等再調査に協力を求める。
- 3 委員会は、前項の規定による協力が得られなかつた場合、再調査を行はず、調査を終了させることができる。
- 4 学園は、前項の規定による決定をした場合、通報者及び被通報者に通知する。

(再調査の実施)

第16条 委員会は、再調査を行い、再調査の実施を決定した日から原則として50日以内に、本調査の結果を覆すか否かを判断する。委員会は、本調査の結果を覆す理由があると認める場合は本調査の結果を取り消し、理由がないと認める場合は不服申立てを却下する決定をする。

- 2 第1項の規定により不正行為が行われなかつたと認定された場合であつて、本調査及び再調査を通じて通報者が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会はその旨の認定を行う。この認定を行う場合、通報者に弁明の機会を与える。
- 3 学園は、第1項の結果を通報者及び非通報者に通知するとともに、所轄官庁及び配分機関に対し報告する。
- 4 通報者及び非通報者は、再調査の結果に対して更に不服申立てをすることはできない。

(調査後の処分・取扱い)

第17条 学園は、委員会からの報告の結果、被通報者に不正行為の事実があると決定した場合には、次にあげる措置をとるものとする。

- (1)速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、原則として少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - (2)被通報者に対して不正行為と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令を行う。
 - (3)不正行為と認定された研究活動に係る研究成果等について、取下げを勧告する。
 - (4)被通報者に対して学園規程に基づく懲戒処分の手続きを行う。
 - (5)学園と取引する業者が不正行為に関与している場合は、取引を一定期間停止する。但し、取引の停止により学園の業務に支障が生じる場合には、最低限の発注のみ認める。
- 2 学園は、被通報者に不正行為の事実がないと確認した場合には、調査結果は公表せず、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1)被通報者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のための必要な措置を行う。
 - (2)通報者が学内関係者で、不正行為の疑いが存在する合理的な根拠がないと知りながら申立てを行ったことが明らかである場合には、学園就業規程に基づく懲戒処分の手続きを行う。
 - 3 学園は、前項の場合であつても次に掲げる場合には、調査結果の概要を公表する。
 - (1)調査事案が外部に漏えいしていた場合
 - (2)論文等に故意によるものでない誤りがあった場合

(3) 悪意に基づく通報の認定があった場合

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、執行役員会が行う。

附則 この規程は2008年2月15日から施行する。

附則 2015年4月1日一部改定（不正調査委員会、予備調査、本調査の通知及び報告、調査の実施、調査体制、調査方法、調査の対象となる研究活動、証拠の保全措置、情報の保護、不正行為の認定、調査結果の通知及び報告、不服申立て、不服申立ての却下、再調査の通知及び報告、再調査の実施、調査後の処分・取扱い）

附則 2016年4月1日一部改定（専門学校を追加）

附則 2020年9月18日一部改定（不正調査委員会、予備調査、本調査の通知及び報告、不正行為の認定）

附則 2021年9月24日一部改定（調査の実施、不正行為の認定）